

# 監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 3 年 度 後 期

(令和3年8月～令和4年3月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員



佐市監査第519号  
令和4年3月25日

佐賀市議会議長 堤 正之 様  
佐賀市長 坂井英隆 様  
佐賀市上下水道事業管理者 田中泰治 様  
佐賀市教育委員会教育長 中村祐二郎 様  
佐賀市農業委員会会長 大園敏明 様

佐賀市監査委員 力久 剛  
佐賀市監査委員 千綿 正明

### 定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和3年8月から令和4年3月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

## 1 監査の概要

### (1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

また、工事監査については、国家資格である「技術士」を有する者に工事技術面の調査を委託し、設計施工等に関する書類審査や現地調査を実施した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

### (2) 監査の対象等（監査実施対象：41部署1団体（12小中学校を含む。））

<定期監査>（財務及び経営管理監査）

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
企画調整部	バイオマス産業推進課	令和 3年 4月 1日	令和 3年 8月 2日	7
		令和 3年 7月 31日	令和 3年 12月 21日	

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ		
経済部	工業振興課	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 3年 7月 31日	令和 3年 8月 2日 ~ 令和 3年 12月 21日	7		
	観光振興課			8、9		
市民生活部	資産税課			7		
	納税課			7		
保健福祉部	保険年金課			9		
	障がい福祉課			7		
	高齢福祉課			7		
総務部	総務法制課			令和 3年 4月 1日 ~ 令和 3年 10月 31日	令和 3年 11月 1日 ~ 令和 4年 3月 8日	7
	秘書課					7
	財産活用課					7
	国際課	7				
子育て支援部	こども家庭課	7				
	保育幼稚園	10				
地域振興部	地域政策課	10				
	公民館支援課	11				
上下水道局 水循環部	総務課	7				

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
上下水道局 水循環部	財務課	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 3年10月31日	令和 3年11月 1日 ~ 令和 4年 3月 8日	7
	業務課			7
	水道工務課			7
	浄水課			7
教育委員会 教育部	教育総務課	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 3年 7月31日	令和 3年 8月 2日 ~ 令和 3年12月21日	7
	社会教育課			7
	文化振興課			11
教育委員会	西与賀小学校	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 3年 3月31日	令和 3年 8月25日 ~ 令和 4年 1月27日	7
	北川副小学校			7
	本庄小学校			7
	鍋島小学校			7
	大詫間小学校			7
	西川副小学校			7
	東与賀小学校			7
	成章中学校			12
	城南中学校			7

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
教育委員会	城東中学校	令和 2年 4月 1日 令和 3年 3月 31日	令和 3年 8月 25日 令和 4年 1月 27日	12
	鍋島中学校			7
	東与賀中学校			7
農業委員会事務局		令和 3年 4月 1日 令和 3年 10月 31日	令和 3年 11月 1日 令和 4年 3月 8日	7

<定期監査> (工事監査)

監 査 対 象	工事契約期間	監査実施期間	ページ
本庄こども園 (仮称) 造成工事 《所管：建設部 道路整備課》	令和 3年 8月 27日 令和 4年 3月 17日	令和 3年 9月 24日 令和 4年 2月 25日	13
準用河川城東川護岸改修工事 《所管：建設部 河川砂防課》	令和 2年 12月 25日 令和 3年 8月 31日	令和 3年 9月 28日 令和 4年 2月 25日	14
市道広江北線無名橋524架替工事 《所管：建設部 南部建設事務所》	令和 3年 8月 31日 令和 4年 2月 28日	令和 3年 9月 24日 令和 4年 2月 25日	15
市道久保田宿下新ヶ江線配水管布設工事 《所管：上下水道局 水循環部 水道工務課》	令和 3年 6月 16日 令和 4年 1月 31日	令和 3年 9月 24日 令和 4年 2月 25日	16

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
佐賀市文化連盟 《所管：教育部 文化振興課》	令和 2年 4月 1日 令和 3年 3月 31日 令和 3年 4月 1日 令和 3年 7月 31日	令和 3年 8月 2日 令和 3年 12月 21日	17

(3) 定期監査の監査重点項目設定数

区分	R3			R2
	後期 20部署	前期 13部署	年間 33部署	年間 38部署
1 服務関係	6	5	11	7
2 文書	3	0	3	3
3 収入	7	3	10	9
4 支出	0	0	0	2
5 契約	18	11	29	32
6 工事等の執行	1	2	3	5
7 補助金等	9	3	12	13
8 財産管理	7	5	12	14
9 現金の取扱い	7	6	13	13
10 その他	0	0	0	0
計	58	35	93	98

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(4) 定期監査における指摘事項等の件数

区分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3 54(41)部署	R2 58部署
1 服務関係	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	5	0 (0)	5
2 文書	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	2	1 (1)	2
3 収入	0 (0)	0	0 (0)	2	1 (1)	1	1 (1)	3
4 支出	0 (0)	0	0 (0)	0	5 (3)	1	5 (3)	1
5 契約	2 (2)	0	0 (0)	1	1 (1)	2	3 (3)	3
6 工事等の執行	0 (0)	0	0 (0)	0	2 (2)	0	2 (2)	0
7 補助金等	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
8 財産管理	0 (0)	0	1 (1)	1	1 (1)	5	2 (2)	6
9 現金の取扱い	2 (1)	0	0 (0)	0	0 (0)	3	2 (1)	3
10 その他	0 (0)	0	0 (0)	1	3 (3)	0	3 (3)	1
計	4 (3)	0	1 (1)	5	15 (13)	19	20 (17)	24

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※ 件数は、各年度合計の件数。また、( ) 内は令和3年度後期における件数。

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 指摘事項等の改善

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

(6) 特記事項

学校監査については、例年学校に赴き監査を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、関係書類の提出を求め監査を実施した。ただし、現金の取扱い等リスクが高いものについては、最小限の人数で現地確認を行った。

※ 監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員の交代について

福井章司 令和3年10月22日 退任

千綿正明 令和3年11月5日 就任



## 2 監査の結果

### (1) 定期監査

#### <財務及び経営管理監査>

監 査 の 対 象	企画調整部	バイオマス産業推進課	(監査重点項目：サービス関係、収入、契約)	
	経済部	工業振興課	(監査重点項目：収入、契約、補助金等)	
	市民生活部	資産税課	(監査重点項目：文書、契約、現金の取扱い)	
	市民生活部	納税課	(監査重点項目：契約、財産管理、現金の取扱い)	
	保健福祉部	障がい福祉課	(監査重点項目：収入、契約、補助金等)	
	保健福祉部	高齢福祉課	(監査重点項目：契約、財産管理、現金の取扱い)	
	総務部	総務法制課	(監査重点項目：文書、契約、補助金等)	
	総務部	秘書課	(監査重点項目：サービス関係、契約、現金の取扱い)	
	総務部	財産活用課	(監査重点項目：収入、契約、財産管理)	
	総務部	国際課	(監査重点項目：サービス関係、契約、補助金等)	
	子育て支援部	こども家庭課	(監査重点項目：収入、契約、補助金等)	
	上下水道局	水循環部	総務課 (監査重点項目：設定なし)	
	上下水道局	水循環部	財務課 (監査重点項目：設定なし)	
	上下水道局	水循環部	業務課 (監査重点項目：設定なし)	
	上下水道局	水循環部	水道工務課 (監査重点項目：設定なし)	
	上下水道局	水循環部	浄水課 (監査重点項目：設定なし)	
	教育部	教育総務課	(監査重点項目：サービス関係、契約、工事等の執行)	
	教育部	社会教育課	(監査重点項目：サービス関係、契約、財産管理)	
	教育委員会	西与賀小学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	北川副小学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	本庄小学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	鍋島小学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	大詫間小学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	西川副小学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	東与賀小学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	城南中学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	鍋島中学校	(監査重点項目：設定なし)	
	教育委員会	東与賀中学校	(監査重点項目：設定なし)	
	農業委員会事務局		(監査重点項目：収入、契約、現金の取扱い)	
	監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。		

監査の対象	経済部 観光振興課
監査重点項目	契約、補助金等、財産管理
監査の結果	<p>○指摘事項</p> <p><b>収納事務の委託について</b></p> <p>浮立の里展示館については、入館料収納事務を委託しているが、現金出納簿の記載漏れや収納事務の委託を受けていることを示す標札を掲示していない等の不備が見られた。</p> <p>また、受託者は入館料だけでなく、合併前の富士町のときから書籍(1冊1,050円)とテレホンカード(1枚700円)についても販売、収納を行っていたが、観光振興課はこのことを把握しておらず、委託している認識もなかったため、委託業務の仕様書にも当該事務の記載がなく、会計管理者との事前協議も行っていなかった。さらに、書籍等の販売の際、領収証は希望者にのみ交付しており、控えもなかった。</p> <p>業務を委託しているにもかかわらず、その実施状況を把握していなかったために、受託者が仕様書に記載のない販売、収納事務を行う状況が続いていたことは非常に不適切である。</p> <p>書籍等の販売についての今後の取扱いを検討するとともに、収納事務を委託する際は、受託者と十分協議し、事務の内容等について把握した上で、佐賀市財務規則第41条の規定に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p><b>公金管理について</b></p> <p>浮立の里展示館内の手提げ金庫に、合併前の富士町が準備した釣銭準備金30,000円があり、受託者は公金と認識し管理していた。しかし、観光振興課は受託者が準備した釣銭と考えており、16年の長期に渡り公金として取り扱っていなかった。</p> <p>また、同館で販売している書籍とテレホンカードについて、平成29年度以降の売上5,950円を受託者が金庫で保管したままとなっており、公金として収納を行っていなかった。</p> <p>公金の管理を受託者まかせにしており、事務内容を把握していなかったため、長期間に渡り公金管理が不適切であった。</p> <p>現金を取り扱う業務はリスクが高いため、受託者とお互いの認識の違いがないよう詳細まで確認し、適正に公金を管理されたい。</p>

	<p>○検討を求める事項</p> <p><b>在庫の管理について</b></p> <p>浮立の里展示館で販売している書籍及びテレホンカードについて、在庫数を把握していなかった。</p> <p>管理簿を作成するなどして適正に管理されたい。</p> <p>また、テレホンカードは、現在386枚の残数があるが、数年に1件程度の販売では大きく残数が減ることがなく、このまま保管するには紛失等のリスクもあるため、今後の取扱いについて検討されたい。</p> <p>○注意を求める事項</p> <p><b>入館料の減免について</b></p> <p>佐賀市浮立の里展示館条例では、入館料について中学生以下のみ無料と定めているが、起案文書等を作成しないまま、富士町民は無料、市川の天衝舞浮立の当日は全員無料とする等、条例とは異なる取扱いを行っていた。</p> <p>同条例第7条に基づき、入館料の減免を行う場合は、公平性の観点からも十分に検討した上で、意思決定過程を明確にするため起案文書等を作成されたい。</p> <p><b>補助事業等の変更について</b></p> <p>佐賀市観光協会に対する令和2年度観光振興事業補助金の実績報告書に添付されている収支決算書において、決算額が予算額と比較して旅費交通費1,087,820円の減額、委託費1,114,820円の増額となっているが、補助事業等変更申請書は提出されていなかった。</p> <p>補助事業の内容に変更がある場合は、補助事業の透明性を確保するためにも、変更する内容に応じ、補助事業等変更申請書の提出を求めるなどの対応を行われたい。</p>
--	--

監査の対象	保健福祉部 保険年金課
監査重点項目	文書、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>支出負担行為について</b></p> <p>特定健診・特定保健指導用健康分析ソフト利用料(247,500円)において、契約締結のときに整理すべき支出負担行為が5か月以上遅延していた。</p> <p>佐賀市財務規則第43条、第44条及び別表第1の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	子育て支援部 保育幼稚園課
監査重点項目	契約、補助金等、財産管理
監査の結果	<p>○指摘事項</p> <p><b>契約事務について</b></p> <p>川原保育所シロアリ駆除業務委託（1,076,000円）については、園舎内及び樹木の広い範囲に被害を確認し、一刻も早く駆除作業を行わなければならないという理由から、契約起案には、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約とし、複数業者と見積合わせを行ったと記載されていた。しかし、緊急を要し、コロナ禍では複数の部外者が現場調査に保育所内へ立ち入ることを避ける必要があったことから、事前に調査を行った業者に他2者の見積書の徴取を依頼していた。</p> <p>見積書は、市が各業者から直接徴取すべきであり、このような方法は公平公正を欠く不適切な事務処理と言わざるを得ない。</p> <p>さらに、この契約においては、起案の記載内容の不備、電子決裁への見積書の添付漏れ及び契約書への収入印紙の貼付漏れ等、複数の不備も発生しており、契約事務において部署内でのチェック機能が働いていなかった。</p> <p>上席者は、決裁時に適正な事務処理の確認を徹底し、特殊な事案の際は、担当者まかせとせず、部署内で適切な契約方法を協議するなど組織としての対応が必要である。今後このような事象が発生しないよう再発防止策を講じられたい。</p>

監査の対象	地域振興部 地域政策課
監査重点項目	収入、補助金等、財産管理
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>行政財産目的外使用料の算定について</b></p> <p>富士地域振興センター（SAGA FURUYU CAMP）における行政財産目的外使用料について、固定資産税評価額の奥行補正の算定を誤り、795円過大に徴収していたものがあつた。</p> <p>適正に処理されるとともに、今後の使用料の算定事務において、誤りや遺漏のないよう確認を徹底されたい。</p> <p><b>裏紙の使用について</b></p> <p>個人情報等が記載された用紙を裏紙として使用し、保管しているものがあつた。</p> <p>個人情報等が記載された裏紙を使用しないことはもちろんのこと、公文書の保管には、裏紙を使用しないよう注意されたい。</p>

監査の対象	地域振興部 公民館支援課
監査重点項目	現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>公民館のコピー代・印刷代について</b></p> <p>東与賀公民館で、印刷機使用簿の記載や種類ごとの枚数の集計を誤っていたこと、10円未満の端数を切り捨てる取扱いを行っていたことにより、コピー代・印刷代の徴収金額を誤っているものがあつた。西与賀公民館では、コピー代・印刷代とは関係ない756円を誤って徴収しているものがあつた。</p> <p>また、神野公民館、西与賀公民館で、コピー代・印刷代の歳入年度を誤っているものがあつた。</p> <p>適正に処理されたい。</p> <p><b>公民館の現金の取扱いにおけるチェック体制について</b></p> <p>公民館における現金の取扱いについて、複数によるチェックが行われていれば生じなかったと考えられる不備が見られた。また、印刷機使用簿については金額の集計を誤りやすいと思われる様式を使用していた公民館があるなど、使用する様式等や事務処理の方法が公民館によって異なる状況が見られた。</p> <p>二重チェックを行うことや誤りの起きにくいような様式の使用などを定めた事務マニュアルを作成し各公民館へ周知徹底を行うなど、再発防止に向けて取り組まされたい。</p>

監査の対象	教育部 文化振興課
監査重点項目	サービス関係、契約、補助金等
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>支出命令について</b></p> <p>佐賀城鯨の門及び続櫓一棟警備業務委託において、委託業者の代表者等の変更があつたため請求書の差替えを依頼していたが、同じ内容の請求書が誤って2回送付されてきたことに気付かず、6、7月分の委託料（月額79,200円）を各2回振込んでいた。</p> <p>このことは、業者からの連絡により判明し、過払いとなつた2か月分の委託料は戻入されていた。</p> <p>再発防止に努めることはもちろんのこと、チェックリストを有効活用するなど、チェック体制の強化を図られたい。</p>

監 査 の 対 象	教育委員会 成章中学校
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>支出事務について</b></p> <p>いじめ防止対策委員会の費用弁償（480 円）について、業務の完了確認後、7 か月以上を経過して支払いをしていた。</p> <p>履行確認後は速やかに支払手続を行うよう事務処理を徹底されたい。</p>

監 査 の 対 象	教育委員会 城東中学校
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>公衆電話料金の取扱いについて</b></p> <p>公衆電話機から回収した料金の収入及び支払が、学校長名義の通帳（令和 3 年 1 0 月 1 日時点の通帳残高 15, 441 円）で管理されており、料金のうち佐賀市が受け取るべき公衆電話委託手数料も市の収入にしないまま通帳に残されていた。</p> <p>公衆電話料金については、学校長名義の通帳での管理ではなく、市の公金として適切に管理されたい。</p>

<工事監査>

工 事 名	本庄こども園（仮称）造成工事	
工 事 概 要	本庄こども園（仮称）の建築のため造成を行う工事	
所 管	建設部 道路整備課	
請 負 業 者	株式会社田中守商店	
施 工 場 所	佐賀市本庄町大字本庄 地内	
契 約 金 額	当 初	47,270,520 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 3年 8月27日から令和 4年 3月17日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 0.0%・作業ベース 0.0% （実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 3年11月 9日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	準用河川城東川護岸改修工事	
工 事 概 要	豪雨により被害を受けた準用河川城東川の河川改修工事	
所 管	建設部 河川砂防課	
請 負 業 者	株式会社山田組	
施 工 場 所	佐賀市兵庫南一丁目 地内	
契 約 金 額	当 初	30,663,600 円
	変 更 後	55,315,700 円
契 約 期 間	当 初	令和 2年12月25日から令和 3年 3月17日まで
	変 更 後	令和 2年12月25日から令和 3年 8月31日まで
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 100.0%・作業ベース 100.0% (実地監査日現在)	
実 地 監 査 日	令和 3年11月10日	
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>品質管理について</b></p> <p>鋼矢板の溶接部の品質管理計画を作成しておらず、また、溶接作業後の浸透探傷試験について、検査員が必要な資格を有しているか事前に確認していなかった。</p> <p>土木工事施工管理の手引きに基づき、適正な品質管理を行われたい。</p>	



工 事 名	市道広江北線無名橋 5 2 4 架替工事	
工 事 概 要	橋梁の長寿命化を図る目的で、老朽橋の架け替え及び補修を行う工事	
所 管	建設部 南部建設事務所	
請 負 業 者	飯盛土木株式会社	
施 工 場 所	佐賀市川副町大字小々森 地内	
契 約 金 額	当 初	5,082,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 3 年 8 月 3 1 日から令和 4 年 2 月 2 8 日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	随意契約 (指名競争入札 : 応札者なしの入札不調による)	
進 捗 率	金額ベース 20.0%・作業ベース 20.0% (実地監査日現在)	
実 地 監 査 日	令和 3 年 1 1 月 9 日	
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>工事現場の安全管理について</b></p> <p>施工期間中に工事現場を調査した際、河川を横断して設置している仮設の歩行者用通路 (仮橋) の手すりについて、安全対策を十分行うには単管を 2 段取り付けるなどの措置が必要と思われるが、トラロープ 1 本のみが使用されており危険な状況となっていた。</p> <p>また、河川に向かう道路の通行止め表示にカラーコーンや軽量の看板が使用されており、転落防止措置としては不十分な状況となっていた。</p> <p>工事の施工に際しては、周辺住民及び現場作業員の安全確保に最大限配慮して実施するよう注意されたい。</p>	

工 事 名	市道久保田宿下新ヶ江線配水管布設工事	
工 事 概 要	水道管の老朽化に伴い、配水管の更新及び給水管の取り出しを行う工事	
所 管	上下水道局 水循環部 水道工務課	
請 負 業 者	株式会社日設工業	
施 工 場 所	佐賀市久保田町大字久保田 地内	
契 約 金 額	当 初	60,060,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 3 年 6 月 1 6 日 から 令和 4 年 1 月 3 1 日 まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	指名競争入札	
進 捗 率	金額ベース 90.0%・作業ベース 90.0% (実地監査日現在)	
実 地 監 査 日	令和 3 年 1 1 月 1 0 日	
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>石綿管の取扱いについて</b></p> <p>既設石綿管の一部切断を要する当該工事において、石綿の飛散防止措置は講じられていたものの、特記仕様書に、石綿管の取扱いは石綿障害予防規則によらなければならないことを規定していなかった。</p> <p>工事関係者の健康被害につながる恐れがある石綿管の取扱いについては、仕様書等において、石綿障害予防規則による取扱いを規定するとともに、工事関係者に対する注意喚起を徹底されたい。</p>	

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	佐賀市文化連盟			
所在地	佐賀市大財三丁目11番21号			
所管課	教育委員会 文化振興課			
財政援助等の内容	補助金			
補助金の名称	市民文化振興事業補助金			
令和2年度	補助額	3,183,000円	団体の全収入に対する補助金の割合	88.8%
令和3年度		4,272,000円		87.0%
監査の結果	<p>○検討を求める事項</p> <p><b>規程等の整備について</b></p> <p>収入、支出に係る事務処理、市からの補助金を各支部に分配する際の基準及び各支部から徴収する会費等について、規程や決裁文書等がなく、事務処理の根拠が不明なものが見られた。</p> <p>適切な事務処理を行うため、根拠等を明確にし、必要な規程等の整備について検討するよう指導されたい。</p> <p>○注意を求める事項</p> <p><b>立替払について</b></p> <p>佐賀市文化連盟の会計処理において、規程等に定めがない立替払による支出が行われていた。</p> <p>立替払は私金との区別が不明確となり、不正な支出につながりやすい。適切な会計処理を行うため、立替払については、支払い方法を見直すよう指導されたい。</p>			